

玉縄台自治会細則

【細則と規程の設定】

1. 設定の目的

玉縄台自治会会則第40条に基き、会則の施行について必要とされる事項は細則及び規程を定め、適正且つ円滑な運営の維持・継続をはかる。

2. 規則と規程の改定

会員に直接関わる重要事項（会費等）については総会で定める。

役務者の職務執行に関わる事項については役員会で定める。

【組織と事業】

3. 会則第1条の目的を達成するために、次の各部を置き事業活動を行う。

(1) 総務部

総会・役員会等の会議の運営、議事録の作成・保管に関する事項を行う。
会員の入・退会管理、会員名簿・住宅配置図の管理に関する事項を行う。
自治会活動の広報、各種情報提供活動ならびに広報掲示板・住宅案内板の管理に関する事項を行う。自治会館建造物・倉庫・諸設備・什器備品類の管理、会館の使用管理に関する事項を行う。その他各部に属さない事項を行う。

(2) 経理部

予算・決算、現金出納管理に関する事項を行う。各部の経理業務の指導・統括に関する事項を行う。財産の保全・管理に関する事項を行う。

(3) 防犯部

「防犯パトロール」、「子供たちを見守る会」の活動に関する事項を行う。
防犯監視カメラの管理、防犯講習会の開催、防犯情報の提供など広く防犯にかかわる事項を行う。

(4) 防災部

自主防災組織「玉縄台特別救助隊（TTQ）」と連携した防災活動を行う。
防災講習会、防災避難訓練に関する事項を行う。防災用具の保管・管理に関する事項を行う。

(5) 環境部

公共道路等の清掃、樹木伐採に関する事項を行う。ごみステーションの管理に関する事項を行う。空き家情報の管理、害獣・害虫対策に関する事項を行う。宅地開発に伴う環境保全に関する事項を行う。

(6) スポーツ・イベント部

スポーツ振興会主催の健康増進に寄与するスポーツイベント（運動会・グラウンドゴルフ大会・健康ウォーク等）の運営に関する事項を行う。

「夏祭り実行委員会」を主管する。「なごやかお花見会」を共催する。

「すこやかフェスティバル」に協賛する。

(7) 福祉健康部

買い物や医療などの生活支援情報の提供に関する事項を行う。「なごやかお花見会」を共催する。「ほっとC a f e 玉縄台」運営会議と連携して生活福祉情報の提供および会員相互間の親睦、交流促進に関する事項を行う。

(8) 本会に顧問を置くことができる。ただし、顧問は議決権を持たない。

(9) 本会に「夏祭り実行委員会」を置く。本委員会は各部の共管事項とするが、主管は「スポーツイベント部」が行う。

(10) 委員会

必要に応じて役員会の中に委員会組織を置くことができる。構成員は自由に決定できる。

【役職と職務】

4. 副会長は会則第10条2項の職務のほか、担当部を統括する。
5. 各部に部長を置く。部長は副会長を補佐し、部を統括して部活動を行う。
6. 理事は各部を構成し、部長を補佐して部活動を行う。
7. 事業の円滑な推進を図るため、前理事は事情の許すかぎりアドバイザーとして次年度の部長を補佐する。
8. 会員5名～20名で組を構成し、組長を置く。
組長は、組長職務規程に基き職務を遂行すると共に、ブロック長を補佐する。
4～6組でブロックを構成し、ブロック長を置く。
ブロック長は組長を統括する。

【職務規程】

9. 職務の円滑、適正な遂行を継続するため職務規程を定める。
 - 総務規程
 - 会館管理規程
 - 防犯灯管理規程
 - 経理規程
 - 組長職務規程

【役職者の任期】

10. 役員の任期は会則第12条の定めによる。
ブロック長・組長の任期は6ヶ月とする。ただし、後任者への職務引継ぎが完了するまでは任期を継続する。

【役職者の再任期限】

11. 会則第12条の役員の再任について、年限に限度を設ける。

会 長	再任	5回まで	(就任後通算6年を限度とする)
副会長	再任	5回まで	(就任後通算6年を限度とする)

【役職者の選出】

- 1 2. 役員を選出は会則第11条の定めによるが、候補者の選出方法を定める。
- (1) 会長・副会長候補の公募を行い、本人から立候補の承諾を得る。
理事だけによる選出会議を設け、会長・副会長候補者の推薦業務を行う。
 - (2) 現会長または次期会長候補者は会長・副会長候補者を選出会議に提出する。
選出会議は審議を経て推薦者を決定し総会に付議する。
 - (3) ①理事候補者はブロック毎に2名選出する。選出にあたってブロック長は過去の理事選出の経緯を参考に理事候補者を出す組を決定する。
組長は各組内の選考ルールを参考に本人の承諾を得て理事候補者を選出する。
②ブロック内推薦者以外に役員会の推薦により会則第9条の範囲内で理事候補者を選出することができる。
 - (4) 部長の選出は部内理事の互選による。
 - (5) 組長は組内会員の互選により選出し、ブロック長はブロック内組長の互選により選出する。
 - (6) 任期途中で退任があった場合はすみやかに後任者を選出し、その任期は前任者の残余期間とする。
 - (7) 理事・組長の選出に際し、原則85歳以上の高齢者で世帯に代替する者がいない場合は、本人の申し出により辞退することができる。

【会 費】

- 1 3. 会則第7条で定める会費は月額300円とし、事業年度上半期・下半期別に一括前納する。
新入会員は、入会日の月を含む残余半期までの月額分を前納する。

【玉縄台自治会館修繕基金及び社会募金基金】

- 1 4. 会則第7条2項で定めるその他の拠出金のうち、まず初入会員は玉縄台自治会館修繕基金として、入会時一回のみ3,000円を納入する。アパート等の集合住宅を新築した場合、その所有者は全戸数分を一括して自治会に納入するものとする。
上記のほか当自治会では、社会貢献活動の一環として社会募金を実施する。前13項の会費と共に納入するが、拠出有無と金額は任意とする。納入された社会募金は、日本赤十字社、赤い羽根共同募金、年末助け合い募金 等へ寄付する。

【附則】

1. この細則は平成18年5月13日の理事会の承認を得て、今期より施行する。

2. 改正
- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 平成18年 | 11月 | 4日 | (4 (4)・理事会) |
| 平成19年 | 12月 | 1日 | (4 (4) (5)・理事会) |
| 平成20年 | 1月 | 5日 | (12 (1) (2) (3) (4)・理事会) |
| 平成21年 | 3月 | 14日 | (14・理事会) |
| 平成24年 | 3月 | 3日 | (4・役員会) |
| 平成25年 | 2月 | 2日 | (10・役員会) |
| 平成26年 | 3月 | 1日 | (3 (3) (4) (6) (8) (9)、10、
11 (3) (4) (5) (6)、13・役員会) |
| 平成27年 | 1月 | 10日 | (3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)、
7, 8, 12 (3-2)、14・役員会) |
| 平成29年 | 2月 | 4日 | (3 (3) (4) (5) (6) (7) (9) (10)
役員会) |
| 平成31年 | 4月 | 28日 | (3-10・役員会) |
| 令和2年 | 4月 | 26日 | (3 (3) (5) (6)・役員会) |
| 令和3年 | 4月 | 25日 | (12 (1) ~ (6)・役員会と総会) |
| 令和5年 | 4月 | 23日 | (14・社会募金、12・理事組長高年齢辞退可能) |